

○大門実紀史君 大門です。

先月取り上げました福井県の武生信用金庫の不正融資、職員の不当解雇問題の第二弾、二回目をやらせてもらいますが。

改めて事件の概略を言いますと、資料をお配りしておりますけれど、一枚目に時間的な経過を書いておりますが、要するに、武生信用金庫が実質的に破綻していた小さな造り酒屋に、S 酒造としておきましたけれども、全体で貸せるはずのない十五億円も法令違反の不正融資をして、それも、直接だと貸せるわけないので、地元の有力者 K さんという方を通じての迂回融資をしていたと。なぜ潰れかけの造り酒屋に巨額の融資をしたのかと、十五億円はどこに消えたのかというのはミステリーなんですけれども、この信金の理事長を含め経営陣が承知の上でやった信金ぐるみの不正融資であります。

その不正をただそうとした職員の B さんたちが、内部資料を取って北陸財務局に内部告発をしたんですけれども、北陸財務局はそれを無視すると。しかも、財務局が武生信金に検査に入ったんですけれども、入って不正融資だと認定して指摘したんですけども、おとがめなしということです。

内部告発をした、公益通報した B さんたちは懲戒解雇になりまして、更に武生が悪質といえますか時代錯誤なのは、今どきこんなことは余りないんですけれども、公益通報というのは大事だということになっていますので。ところが、この武生は、懲戒解雇するだけじゃなくて刑事告訴までやりました。つまり、信金の内部資料を公益通報のために持ち出したということを窃盗だということにして警察に刑事告訴して、現在、B さんたちは何と警察で取調べを受けているということでありまして、不正をただすために立ち上がった、勇気を持って職を賭して立ち上がった人たちが泥棒扱いということで、家族も親族もおられるのに。私が一番許せないのはこの点なんですけれども、人の尊厳を踏みにじるような何と愚かな信用金庫だと思いますけれど。警察で本来調べられるべきは、こういう不正融資をした旧経営陣ですよ。今、一人残っておりますけれど、そういう人たちが背任罪で取調べを受けるのが当たり前だと思います。

この問題は、一地方の一信金、一財務局の話では終わらないと。なぜならば、今、国会で公益通報制度、公益通報者の保護の問題が引き続き検討課題になっておりますし、この委員会の課題としては、地方財務局と地方経済界、地方金融界との闇の世界といえますか癒着の関係は国会としてただすべきだというふうに思うところであります。

そういうことなんですけれども、武生信金、今日現在どうなっているかということ、去年、信金中金に資本支援要請をいたしまして、現在、何事もなかったかのように、ある信用金庫ですかと吸収合併の話が進んでおりまして、今日これからその記者会見が行われるのではないかという情報をつかんでおりますけれども。

要するに、これだけの不祥事がありながら、全ては闇のまま、武生は吸収合併されてな

くなっていく、北陸財務局の不祥事もうやむやになっていくと。不正をただそうとしたBさんたちだけが職を失った挙げ句、犯罪者扱いで、これからもし裁判になれば、今の裁判例からいって最終的には勝つと思いますけれども、それにしても、何年間も裁判をしなければいけないということになるわけでありまして、当事者たちは逃げて、正しいことをやった人たちがこれからこんな思いをするという、こんなばかな話があるかということなんですけれども。

そういうこともありまして先月取り上げたんですけれども、麻生大臣の御指しもあるんで、ちゃんと調べろということで、金融庁は確かに財務局に対してヒアリングなどを始めてくれておりますけれども、今現在でそのヒアリングの状況どうなっているか、教えてください。

○政府参考人（森信親君） 当委員会で先般議員より御指摘があったことを踏まえまして、金融庁から検査監督、それから幹部を派遣いたしまして、いろいろな今残っている資料、それから当時の担当者にヒアリングなどを進めておるところでございます。

○大門実紀史君 まだ調べてもらっている途中ということですが、この問題、本省としては私は守らない方がいいと思うんですね、北陸財務局あるいは武生も、幾ら合併するといってもですね。やっぱり北陸財務局のうみをこの際出しておかないと、もう信頼が地に落ちていきますので、北陸財務局そのものが地元では信頼がもう地に落ちていきますので。信頼回復のためにもこの問題にきちっと対応すべきだと思いますし、武生もどこかに吸収されたら終わりというわけじゃなくて、吸収した方の金融機関も問われることになりますから、やっぱりここできちっと明らかにしておくべきだというふうに思います。

国会で取り上げたこともありまして、本省、金融庁もヒアリングをしてくれているということもありまして、財務局も武生信金も緊張はしているようなんですけれども、大変びくびくはしているようなんですけれども、実際に、具体的に反省や改善の動きが全然見られないんですよ。北陸財務局は公益通報を無視したことぐらいおわびすべきだと、それぐらいできると思うんですけれど、一切やりません、記憶にないとか書類がないですよ。

武生は、さっき申し上げましたけれども、最低限、自分たち、今の経営陣は過去の旧経営陣が不正融資をしたということを認めているわけだから、この告発したBさんたちに対する、いきなり解雇撤回まではもうワンクッションあるかも分かりませんが、少なくとも、すぐできる、刑事告訴は取り下げるべきだと思うんですけれども、何もそのための努力をしていないんですよ。このまま逃げ切れると、合併もあるし逃げ切れると思っているのかどうか知りませんけれども。

ですから、改善の方向に動いてくれているのならば、余りこの問題、わざわざまた第二弾、第三弾と深追いするつもりもなかったんですけれども、こういう状況ですと更に指摘せざるを得ないということで、今日は具体的な資料を二枚目以降に用意いたしました。

具体的といっても、生の資料もありますけれど、生の資料そのものをコピーしてここに出すと金融庁、財務局のこけんにも関わると思いますので、ワンクッション置いたわけで

す。抜粋をしてわざわざ抜き書きをしたわけです。それは、そういう配慮をしたということとは御承知おきいただきたいと。次は生の資料を出させてもらうこともあり得ますので、そういうものだと思っておいて、この資料を見ていただきたいんですけども。

何の資料かといいますと、武生信金と北陸財務局のやり取りなんですけど、これは二〇一二年の財務局の検査の際のやり取りであります。確認表といいますと、お互い指摘点を確認し合うわけですね。もう簡単に言いますと、先ほどから言っている迂回融資については財務局がきちっと指摘をしております。極めて不適切な取扱いだと、常務理事がやっていると、迂回融資をですね。武生信金も、相違ありません、そのとおりですと迂回融資を認めているわけであります。

次の大口信用供与限度額超過先、これは何のことかというのと、要するに、そんな潰れかけの造り酒屋に十五億も貸せるわけがないんですね。これ、信用供与限度額を超えているんですね。それでも貸したわけですね。この対応、これは法令違反でありますけれども、それについても財務局が指摘をして、図っている、意図的にやっていると、迂回融資をですね。武生信金は相違ありませんと認めているわけですね。だから、財務局も法令違反と指摘して、武生信金側もそれを認めていると。

法令違反が検査で指摘されて、おとがめなし、何の処分もなし。一般論でいいんですけども、こういうことってあるんですか。法令違反しても、検査で法令違反が分かっただけで相互が認識して認めても、相手によってはおとがめなしというようなことがあり得るのでしょうか、森さん。

○政府参考人（森信親君） この大口信用の法令違反というのは、例えば自己資本が赤字決算などによって分母が下がることによって結果的に違反ということになるような、そういったこともございます。ですから、それぞれの、我々の検査とかで認めた状況に応じて監督上の適切な対応を行うというのが一般的な原則でございます。

○大門実紀史君 そんな甘っちょろいことを言わないでくださいよ。これ、迂回融資なんですよ、法令違反なんですよ。一時的に信用供与限度額を超えた、超えていないというのはここに書いてあるけれど、それを言っているのではないんですよ。これそのものが迂回融資なんですよ。貸せないところに貸しているわけですよ。どこに行ったか分からなくなっちゃっているわけですね。

こういうことが検査で指摘されて、それが何のおとがめもなしなんて。検査の中身って僕らには知らされませんですよ、処分した場合以外は。こんなことをやられているんですか、金融庁の検査で、全国で。こんなもの、検査の信用なんかなくなりますよ、こんなことをやっているよ。

さらにもう一つは、三枚目なんですけれども、エグジットミーティングという資料ですけども、エグジットミーティングとは何かといいますと、これは、立入検査が終わったときに双方、財務局の検査官と信金側とで最後の会議をやるわけですね、突き合わせをやるわけです。それをエグジットミーティングと言うわけですけども、ここでもはっきり

と、三つも法令違反やコンプライアンス欠落を指摘されているわけです。

一つは、もう代表理事自身が迂回融資を行っている。今回検査で不適切な対応があり効率的な実施が妨げられているというのは、これは検査妨害のことです。女性職員にシュレッターで処分しろという指示をしたんですね、これは検査妨害。普通ならこれだけでも業務改善命令とか厳しい処分が、検査妨害って物すごい厳しいですよ、普通は、あることなんですよ、これだけでも。更に言えば、コンプライアンス委員会の委員長自ら法令違反をやっていると。こんな信金がほかにあるのかということですよ。それでも処分がないということがこの問題なんですよ。

じゃ、もうちょっと具体的に、そういうふうにごまかしの答弁をするんだったら私も森さんに聞きたくなるんですけども、このエグジットミーティングの内容、現物資料ありますけれども、これは、この間ヒアリングされて、北陸財務局に行かれて、当然把握していますよね、当然把握していますよね。このエグジットミーティングでこれだけ三つも法令違反、コンプライアンスの欠落が指摘されているのに、これで、このまま処分なしのままでもいいんですか、金融庁としていいんですか、このまま放置していいんですか。当然、再検査や処分のやり直しを指示すべきじゃないんですか。

○政府参考人（森信親君） 議員からこのような御指摘があったことを踏まえまして、現在、北陸財務局に出向きまして、関係文書の調査、それから当時の担当者へのヒアリングを行っております。

引き続きその作業を進めて、それを踏まえまして、我々としては適切に対応してまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 いや、そうじゃなくて、ちょっとかばうようなことをおっしゃるから言いたくなるんですけども。

もう武生信金は、名前言いませんけれども、ある金融機関に吸収合併の話がもうスケジュールに上っていますよね、今日にも記者会見するということですよ。そうすると、この問題がどうなるのかということなんですよけれども、きちっと早くやらないとうやむやに、武生信金そのものがなくなって経営陣いなくなりますよね、裁判で訴えられるようになるかも分かりませんが。金融庁としてやれるチャンスは今しかないわけですよ、きちっとしたことを。やる気があるならば、そんな悠長なことじゃなくて、今動くしかないと思うんですよ。

これ、適切ですか、本当に。これだけのことがあって何の処分もなかったと、結果的に。これ、適切な事例なんですか。これがこのままということは、今までもこういうことはあったらろうし、ほかでも行われているだろうと。相手を見て、検査も相手によって変える、こういうことが行われているということになりますよ。だから、これ本当にいいんですか、今やらなくて。どうですか。

○政府参考人（森信親君） 繰り返しになりますけれども、現在、武生信金に対する北陸財務局の検査監督対応について鋭意確認作業を行っていることでございますので、それを

踏まえまして適切に、タイムリーに対応してまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 とにかく、この問題は終わりませんから、このまもうやむやにしても。私、何度も追及させていただきますし、これが放置されたら、もう検査なんか信用できなくなりますので。

それで、実はこのエグジットミーティング、十二月二十六日ですけれども、これだけじゃないんですよ、このときの資料というのは。この後の質疑応答を信金側がメモした記録も入手しております、そこまで暴露するともう余にもひどい話なんですけれど、どんでん返しの手打ち式になるわけですよ。そこまで暴露しないと、そこまでマスコミも含めてリークしないと動かないんですか、金融庁は。そういう問題じゃないと思うんですね。金融庁も自らたまたま指示すべき、財務局も指示すべき問題だというふうに思います。

更に言えば、財務局と武生信金の個別の癒着、携帯電話で財務内容について指示をする、情報のアドバイスを、このようなことまで全部あるわけですよ。全部暴露しなければ動かないというようなことじゃないと思うんですよ。そんなことやりたくないですよ。だから、きちっと自ら襟を正してほしいと思うわけであります。

重ねて言いますと、内部告発したBさんたちが、今警察に呼ばれて泥棒扱いで、窃盗の容疑で取調べを受けている。こんなことをいつまでも許しておいていいのかと。告訴して、その後起訴されますと、起訴は簡単には取り下げられなくなります、告訴を取り下げるといっても起訴は続いてしまうんですけれど、これは、告訴した方が告訴に値する事実は実はなかった、間違っていたということをしちっと関係方面に働きかければ、刑事訴訟法の中で、事実上、起訴の棄却ということもありますので、武生はなぜそれをやらないで、人を犯罪者で取り調べさせておいて、自分たちは安穩としているのかと。大変許せない話だと私思っておりますので、そのところは本当に、これもインターネットで今日、今見ていると思いますけれど、肝に銘じて対処してもらいたいというふうに思います。

最後に麻生大臣に、とにかく、今、金融庁がヒアリングやってくれているのは知っていますし、現地まで行ってきているのも知っております。ただ、それだけでずるずる行って、何もかもやむやになってしまうということだけは避けるべきだと思いますので、引き続き、きちっと調査をして、しかるべき対処をするように大臣からも御指示をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣（麻生太郎君） 過日、大門先生から御指摘があつて、その後、金融庁の方に指示をいたしておりますので、そのとおり動いてはいるんだと思いますけれども、改めて今日御指摘がありましたので、事務方の対応状況を引き続き注視してまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 終わります。